

学 生 便 覧

令和6年度



専門
学校 浜松工科自動車大学校

目 次

「夢の実現に向けて」	校長 岡部 剛
学校理念	
沿革	

1. 学則＜抜粋＞	1-1
2. 年間行事計画	2-1
3. 教務規定	3-1
4. 自動車システム工学科	
(1) 教育目標・内容	4-1
(2) 資格取得目標	4-2
(3) 教育課程表	4-5
(4) 科目および講義内容	4-7
5. 自動車整備科	
(1) 教育目標・内容	5-1
(2) 資格取得目標	5-2
(3) 教育課程表	5-4
(4) 科目および講義内容	5-5
6. 国際オートメカニク科	
(1) 教育目標・内容	6-1
(2) 資格取得目標	6-2
(3) 教育課程表	6-3
(4) 科目および講義内容	6-4
7. 学生生活	
(1) 学生心得	7-1
(2) 通学方法、駐輪場等	7-3
(3) 学生の懲戒	7-3
(4) 学生自治会およびその活動	7-4
(5) 学生証	7-5
(6) 届け出事項	7-5
(7) 施設の利用	7-6
(8) 下宿費用補助制度	7-6
(9) 保健	7-6
(10) 奨学金制度	7-6
(11) 授業料等納入方法	7-6
(12) 各種証明書等	7-7

(13) 学生用クレジットローンについて	7-7
8 . 進路指導	8-1
9 . 後援会	9-1
10. 同窓会	9-1
11. 地震及び地震情報に対する学校の対応	11-1
12. 台風等で警報が発令されたときの対応	11-3

<巻末資料> 各種様式

『夢の実現に向けて』

校長 岡部 剛

新入生の皆さん、入学おめでとうございます。皆さんの希望に満ちた前途を、専門学校浜松工科自動車大学校を代表して心からお祝いいたします。

当校の母体である学校法人静岡自動車学園は「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」という建学の理念に基づき、「社会のニーズにマッチした高いレベルの専門教育と人間性の育成」を教育理念に掲げ、1956年に自動車整備士の養成を始めてから現在に至るまで、多くの自動車エンジニアを輩出してきました。

そして現在では、多くの先輩たちが静岡県自動車業界を支える人材として、業界の発展とクルマ社会の安全に貢献しています。

このような長い歴史の上に、2023年4月、当校は浜松市を中心とした静岡県西部地区の自動車業界を支えるエンジニアを育成するために開校しました。

当校の教育方針は、基礎・基本となる知識や技術を確実に身に着けることに重きをおきつつも、100年に1度の自動車テクノロジーの大変革期にも対応できるよう、最先端の教材、機器を揃え教育を行います。

また企業との産学連携を推進し、実際に整備に携わっているエンジニアから現場で必要とされる知識や技術を直接学ぶことができる企業連携実習など、企業との連携を図りながら実際の現場で役立つ内容も教育します。

そして、自動車エンジニアとして「国民の生命と安全を守る」といった崇高な使命を果たすため、「人間性の育成」にも力を入れて教育を行います。

私たち教職員は、日々の専門教育はもちろん、就職活動やクラブ活動においても皆さんを全力でバックアップし、将来社会で活躍できる人材に成長するよう熱意を持って教育活動に取り組みます。

皆さんは、このような学校教育の取り組みをとおして多くのことを学び、多くのことを経験し、将来への基礎固めを行うとともに、自動車エンジニアとして「国民の生命と安全を守る」という崇高な使命を果たすために、人として大きく成長して欲しいと願っています。

浜松工科自動車大学校でともに学び、皆さんの夢や目標を実現してください。

学 校 理 念

学校法人 静岡自動車学園 経営理念

技術者の育成をもって地域社会に貢献する

専門学校 浜松工科自動車大学校 教育理念

社会のニーズにマッチした高いレベルの専門教育と人間性の育成

校章・マーク



HAT'S
Hamamatsu Professional College of Automobile Technology Sports

3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針）

I. 専門学校浜松工科自動車大学の建学理念である「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」に基づき、「社会のニーズにマッチした高いレベルの専門教育と人間性の育成」の教育理念を実践することにより、社会で活躍できる以下の能力を身につけ、学科の基準を満たした者に対して卒業を認定する。

（１）知識・理解

「自動車」に関する専門知識を習得し、それらを活用し知恵に繋げることができる。

（２）思考・判断

「自動車」に関する課題に対しては、安全を第一に考え、論理的、創造的な思考により適切な状況判断ができる。

（３）関心・意欲

「自動車」に関する好奇心が旺盛でかつ向上心を持ち、それらの課題には意欲的、主体的に行動することができる。

（４）態度

社会人として規律ある行動がとれ、誠実な姿勢で、目標を定めたら諦めず最後までやり抜くことができる。

（５）技能・表現

「自動車」に関する技術を有し、それらを実践できる。また、自分とは違う意見にも素直に耳を傾け、自分の意見を分かり易く伝えることができる。

I－1. 自動車システム工学科の卒業認定に関する方針

学校で定めた卒業認定の要件を受けて、自動車システム工学科が示す以下の知識及び能力を有する者に対して卒業を認定する。

（１）知識・理解

国家一級自動車整備士として必要な自動車システムに関する専門知識を習得し、それらを自動車の点検、整備、総合診断などのプロセスに活用することができる。

（２）思考・判断

自動車システム全般において、環境及び安全に配慮し、論理的及び創造的な思考により、正しいプロセスで診断ができる。また、顧客対応を意識した思考、判断をすることができる。

（３）関心・意欲

自動車テクノロジーの進歩と社会ニーズの変化に常に関心を持ち、新しい知識・技術の習得にチャレンジするなど、向上心を持って意欲的、主体的に行動することができる。

（４）態度

国家一級自動車整備士としての高い倫理観や責任感を持ち、コンプライアンスを順守することができる。また、組織活動においては、協調性ある態度で、状況に応じリーダーシップを発揮することができる。

（５）技能・表現

国家一級自動車整備士として必要な自動車システムに関する整備技術（点検・整備・総合診断）を有し、それらを安全かつ正しいプロセスで実践できる。また、顧客対応だけではなく、自動車システムの総合診断などに必要なコミュニケーション能力（問診、説明）を身につけている。

Ⅰ－２．自動車整備科の卒業認定に関する方針

学校で定めた卒業認定の要件を受けて、自動車整備科が示す以下の知識及び能力を有する者に対して卒業を認定する。

（１）知識・理解

国家二級自動車整備士として必要な自動車の基本性能（走る・曲がる・止まる）に関する専門知識を習得し、それらを自動車の点検、整備、故障診断などに活用することができる。

（２）思考・判断

自動車の基本性能を踏まえ、安全に配慮し、論理的な思考により適切な判断ができる。

（３）関心・意欲

自動車テクノロジーの進歩と社会ニーズの変化に常に関心を持ち、新しい知識・技術の習得にチャレンジするなど、向上心を持って意欲的、主体的に行動することができる。

（４）態度

国家二級自動車整備士としての倫理観や責任感を持ち、社会人として規律ある行動がとれる。また組織活動においては、誠実で協調性のある行動がとれる。

（５）技能・表現

国家二級自動車整備士として必要な自動車整備技術（点検・整備・故障診断）を有し、それらを安全に実践できる。また、組織や顧客対応に必要なコミュニケーション能力を身につけている。

Ⅰ－３．国際オートメカニック科の卒業認定に関する方針

学校で定めた卒業認定の要件を受けて、国際オートメカニック科が示す以下の知識及び能力を有する者に対して卒業を認定する。

（１）知識・理解

国家二級自動車整備士として必要な自動車の基本性能（走る・曲がる・止まる）に関する専門知識を習得し、それらを自動車の点検、整備、故障診断などに活用することができる。また、日本語に関しては、日本語能力検定N2同等以上の能力（語彙、読解）を有している。

（２）思考・判断

自動車の基本性能を踏まえ、安全に配慮し、論理的な思考により適切な判断ができる。また、日本の社会慣習などを踏まえた思考、判断ができる。

（３）関心・意欲

自動車テクノロジーの進歩と社会ニーズの変化に常に関心を持ち、新しい知識・技術の習得にチャレンジするなど、向上心を持って意欲的、主体的に行動することができる。

（４）態度

国家二級自動車整備士としての倫理観や責任感を持ち、社会人として規律ある行動がとれる。また、組織活動においては、誠実で協調性のある行動がとれる。

（５）技能・表現

国家二級自動車整備士として必要な自動車整備技術（点検・整備・故障診断）を有し、それらを安全に実践できる。また組織や顧客対応に必要な日本語によるコミュニケーション能力を身につけている。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

Ⅱ．専門学校浜松工科自動車大学校の教育課程の編成及び実施に関する方針

学校の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力を身につけるための教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・社会人として必要なビジネス・マナー及び企業の経営活動に必要な基礎知識を修得するための教育
- ・グローバル社会に対応するためのコミュニケーション能力を修得する外国語教育
- ・IT社会に対応するため、PCを活用した情報処理に関する教育
- ・環境意識の高い人材育成を目的とした環境マネジメントに関する教育
- ・豊かな人間性や協調性を養うための校外活動ならびに体育活動などの教育

（２）専門学科

- ・専門分野において求められる数理基礎能力を修得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な自動車工学に関する知識を修得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な自動車整備に関する知識を修得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な自動車の法令に関する知識を修得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な環境及び安全に関する知識を修得するための教育

（３）専門実習

- ・専門分野において求められる工作に関する技能を習得するための教育
- ・専門分野において使用する測定作業に関する技能を習得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な自動車整備に関する技能を習得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な自動車検査に関する技能を習得するための教育

（４）実務実習

- ・自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において、必要な知識、技能を習得するための実地教育
- ・自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において、習得した知識、技能の効果を評価するための教育

これらの教育実践をとおして得られる学修成果は、多面的な評価方法（試験、レポート、成果発表、作品、態度等）に基づき総合的に評価される。

また、学科毎の教育課程の編成及び実施に関する方針は、学校の教育課程の編成及び実施に関する方針に従い別途定める。

Ⅱ－１．自動車システム工学科の教育課程の編成及び実施に関する方針

自動車システム工学科の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び学校の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、自動車システム工学科の教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・会社や組織のあり方、仕事の基本及びビジネス常識を習得するとともにビジネス文書作成能力やビジネス・マナーなどを身につける。
- ・将来企業の経営に携わることができる素養を身につけるためマーケティングやマネジメント及び財務に関する知識を修得する。
- ・グローバルなビジネス活動において、顧客やビジネスパートナーとのコミュニケーションに必要な英語力を身につける。
- ・文書作成、表計算、プレゼンテーションなどのビジネスソフトを活用できるスキルを習得するとともに、基本的な機械設計製図を3次元CADソフトにより作製する技術を習得する。
- ・エコアクション21認証に関する知識の習得及び環境活動の実践を行う。
- ・企業や業界で活躍している方の成功体験及び社会の諸制度（労働ルール、年金、消費者保護）についての講演等、将来に向けて幅広い知識や情報を得る。

（２）専門学科

- ・自動車に関する数学的な要素である速度、力、重量等についての基礎理論を学んだ上で、自動車検査員レベルに必要とされる数理的能力を身につける。
- ・自動車全般の装置・機構の構造・作動を理解するとともに、その知識を自動車の点検や整備に活用する。
- ・サーキット・テスタや外部診断器などの自動車整備機器を活用した自動車電子制御装置の故障診断技術を習得するとともに、ハイブリッド車、電気自動車及び先進安全自動車の技術を修得する。
- ・道路運送車両法及び自動車の保安基準について、自動車検査員レベルまで修得する。
- ・自動車特定整備事業場から排出される油脂、汚水、産業廃棄物の処理に関する法規制やリサイクルに関する知識及び、労働安全衛生法等を順守した作業に関する知識を修得する。

（３）専門実習

- ・工作物を安全かつスピーディーに製作するための溶接、機械工作及び手仕上げ工作に関する技術を習得する。
- ・ノギス、マイクロメータやダイヤル・ゲージ等の基本計測器を適切に使用し、自動車各部の測定を正確に行う技量を学び、サーキット・テスタ、振動騒音計、オシロスコープ及び外部診断器を効果的に使用し、自動車に関する諸データを測定・点検するとともに、その値が示す状態や、不具合発生時のデータとの関連から故障原因探求ができる能力を身につける。
- ・自動車を安全に運行するための点検及び整備要領を習得し、これらの作業を効率的に行う技量及び新機構や新技術についても応用整備ができる能力を習得する。
- ・保安基準に適合しているか否かを検査する技能を身につけ、自動車の特殊な構造物に関

する法律などを熟知する。

- ・自動車の高難度の故障について、原因を理論立てて探求していく能力を身につける。

(4) 実務実習

- ・自動車特定整備事業の認証を受けた事業場に出向いて、自動車の点検・整備要領、故障診断手法、接客対応について体験的に学ぶ。(インターンシップ)
- ・インターンシップを実施した後、習得した知識や技能にさらに磨きをかけるため、成果の復習をし、成果の検証を行う。

Ⅱ－２．自動車整備科の教育課程の編成及び実施に関する方針

自動車整備科の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び学校の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、自動車整備科の教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

(1) 一般科目

- ・会社や組織のあり方、仕事の基本及びビジネス常識を習得するとともにビジネス文書作成能力やビジネス・マナーなどを身につける。
- ・外国人の顧客に対する整備説明等、グローバルなコミュニケーションに必要な英語力を身につける。
- ・文書作成、表計算、プレゼンテーションなどのビジネスソフトの取り扱いを習得する。
- ・エコアクション 21 認証に関する知識の習得及び環境活動の実践を行う。
- ・企業や業界で活躍している方の成功体験及び社会の諸制度（労働ルール、年金、消費者保護）についての講演等、将来に向けて幅広い知識や情報を得る。

(2) 専門学科

- ・自動車に関する数学的な要素である速度、力、重量、電気回路等についての理論や、自動車全般に関連する材料、油脂等に関する知識を修得する。
- ・エンジン、シャシ、電気装置など自動車全般の装置・機構の構造・作動に関する知識及び自動車の点検や整備に関する知識を修得する。
- ・電気自動車・ハイブリッド車の基本的な構造、作動に関する知識を修得するとともに、安全に点検、整備を行うための方法を学ぶ。
- ・道路運送車両法及び自動車の保安基準について修得する。

(3) 専門実習

- ・工作物を安全かつスピーディーに製作するための溶接（ガス、アーク）、機械工作及び手仕上げ工作に関する技術を習得する。
- ・ノギス、マイクロメータやダイヤル・ゲージ等の基本計測器を適切に使用した測定技術や自動車整備機器、工具を活用した整備技術を習得する。
- ・エンジン、シャシ、電気装置などの自動車構成部品に関する構造を確認するとともに、

安全に効率よく点検、整備を行う技能を習得する。

- ・ 自動車を安全に運行するための法定点検や車検等の点検・整備要領を習得するとともに、保安基準に適合しているか否かを検査する技能を身につける。

Ⅱ－３．国際オートメカニック科の教育課程の編成及び実施に関する方針

国際オートメカニック科の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び学校の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、国際オートメカニック科の教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・ 日本における会社や組織のあり方、仕事の基本及びビジネス常識を習得するとともにビジネス文書作成能力やビジネス・マナーなどを身につける。
- ・ 日本語を読む・書く・話す・聞くといった日本語コミュニケーション能力を高める。
- ・ 文書作成、表計算、プレゼンテーションなどのビジネスソフトの取り扱いを習得する。
- ・ 自動車特定整備事業の認証を受けた事業場等で、自動車の点検・整備要領、故障診断手法、接客対応など企業活動の実務を体験する。（インターンシップ）
- ・ 企業や業界で活躍している方の成功体験及び社会の諸制度（労働ルール、年金、消費者保護）についての講演等、将来に向けて幅広い知識や情報を得る。

（２）専門学科

- ・ 自動車に関する数学的な要素である速度、力、重量、電気回路等についての理論や、自動車全般に関連する材料、油脂等に関する知識を修得する。
- ・ エンジン、シャシ、電気装置など自動車全般の装置・機構の構造・作動に関する知識及び自動車の点検や整備に関する知識を修得する。
- ・ 電気自動車・ハイブリッド車の基本的な構造、作動に関する知識を修得するとともに、安全に点検、整備を行うための方法を学ぶ。
- ・ 道路運送車両法及び自動車の保安基準について修得する。
- ・ 自動車整備に関する機器を取り扱う上で安全面に配慮すべきことがらや、自動車整備に伴い排出される油脂、汚水などの適正処理方法・環境衛生について学ぶ。

（３）専門実習

- ・ 工作物を安全かつスピーディーに製作するための溶接（ガス、アーク）、機械工作及び手仕上げ工作に関する技術を習得する。
- ・ ノギス、マイクロメータやダイヤル・ゲージ等の基本計測器を適切に使用した測定技術や自動車整備機器、工具を活用した整備技術を習得する。
- ・ エンジン、シャシ、電気装置などの自動車構成部品に関する構造を確認するとともに、安全に効率よく点検、整備を行う技能を習得する。
- ・ 自動車を安全に運行するための法定点検や車検等の点検・整備要領を習得するとともに

- に、保安基準に適合しているか否かを検査する技能を身につける。
- ・ 自動車のボディに関する基本的な修復技術及び塗装技術を習得する。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

Ⅲ．専門学校浜松工科自動車大学校の入学者受け入れに関する方針

専門学校浜松工科自動車大学校の建学理念である「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」に基づき、「社会のニーズにマッチした高いレベルの専門教育と人間性の育成」の教育理念に共感し、明確な目的意識とともに、学びや成長への強い意欲に溢れ、また、専門教育を受けるに足る、十分な学力を有する多様な学生を受け入れる。

（１）求める入学者

- ・自動車やものづくりに関する知識・技術を学ぶために必要な基礎学力（数学、国語、理科）を有する人。
- ・数値結果などから物事を客観的にとらえ、論理的な考えが出来る人。
- ・自動車やものづくりに興味・関心があり、将来自動車エンジニアを目指す人。
- ・自らの成長（人格や能力の向上）のために努力することが出来る人。
- ・相手の話を素直に聞き、理解し、自分の意見を伝えることが出来る人。

（２）入学選考方法

【推薦入試】

学校長または高校担当者などの推薦書や調査書に基づき、主として高等学校における学習成果を評価するとともに、自動車やものづくりに関する知識・技術の習得に必要な基礎学力及び自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【特待生選抜入試】

高度な知識・技術を身につけた自動車エンジニアを育成するため、学校長の推薦書や調査書に基づき高等学校における学習成果を重視するとともに、学力試験により高度な知識・技術の習得に必要な学力を評価する。

また、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度の他、リーダーシップについても評価し、選抜する。選抜された人には、その評価に応じ学費の一部を減免する。

【一般入試】

自動車やものづくりに関する知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書及び学力試験により評価し、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【ＡＯ入試】

個性・能力・資質・目的意識・意欲等をもとに受験の可否を判断し、自動車やものづくりに関する知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書及び学力試験により評価し、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度を確認する。

Ⅲ－１．自動車システム工学科の入学者受け入れに関する方針

専門学校浜松工科自動車大学校の入学者受け入れに関する方針に基づき、高度な自動車工学の知識や先進自動車の知識・技術、並びに環境に関する幅広い視野と教養を持った国家一級自動車整備士資格を取得した自動車エンジニアとして、高度な技能や論理的な思考

力、自己表現能力、コミュニケーション能力を発揮し、主に自動車整備業界の進歩に寄与できる人を受け入れる。

(1) 求める入学者

- ・ 国家一級自動車整備士に求められる高度な知識・技術を学ぶために必要な学力（数学、国語、理科）を有する人。
- ・ 数値結果などから物事を客観的にとらえ、論理的な考えが出来る人。
- ・ 自動車の構造、作動及び整備技術に興味・関心があり、高度で新しい技術にも対応できる自動車エンジニアを目指す人。
- ・ 自らの成長（人格や能力の向上）のため、自ら学び、目標を達成するまで努力することが出来る人。
- ・ グループ内で意見の集約や調整など、リーダーシップを発揮することが出来る人。

(2) 入学選考方法

【推薦入試】

学校長または高校担当者などの推薦書や調査書に基づき、主として高等学校における学習成果を評価するとともに、国家一級自動車整備士に求められる知識・技術の習得に必要な基礎学力及び自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【特待生選抜入試】

高度な知識・技術を身につけた自動車エンジニアを育成するため、学校長の推薦書や調査書に基づき高等学校における学習成果を重視するとともに、学力試験により国家一級自動車整備士に必要となる学力を評価する。

また、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度の他、リーダーシップについても評価し、選抜する。選抜された人には、その評価に応じ学費の一部を減免する。

【一般入試】

国家一級自動車整備士に求められる知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書及び学力試験により評価し、面接試験により高度な自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【AO入試】

個性・能力・資質・目的意識・意欲等をもとに受験の可否を判断し、自動車に関する知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書及び学力試験により評価し、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度を確認する。

Ⅲ - 2. 自動車整備科の入学者受け入れに関する方針

専門学校浜松工科自動車大学校の入学者受け入れに関する方針に基づき、自動車の基本性能に関する知識・技術を習得し、国家二級自動車整備士資格を取得した自動車エンジニアとして、専門的な知識・技能や論理的な思考力、自己表現能力、コミュニケーション能

力により、主に自動車整備業界の発展に寄与できる人を受け入れる。

(1) 求める入学者

- ・ 国家二級自動車整備士に求められる知識・技術を学ぶために必要な学力（数学、国語、理科）を有する人。
- ・ 数値結果などから物事を客観的にとらえ、論理的な考えが出来る人。
- ・ 自動車の構造、作動及び整備技術に興味・関心があり、基礎・基本を身につけた自動車エンジニアを目指す人。
- ・ 自らの成長（人格や能力の向上）のために努力することが出来る人。
- ・ 相手の立場に立って話を聞くことができ、自分の意見を分かり易く伝えることが出来る人。

(2) 入学選考方法

【推薦入試】

学校長または高校担当者などの推薦書や調査書に基づき、主として高等学校における学習成果を評価するとともに、自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【特待生選抜入試】

高度な知識・技術を身につけた自動車エンジニアを育成するため、学校長の推薦書や調査書に基づき高等学校における学習成果を重視するとともに、学力試験により自動車エンジニアに必要となる学力を評価する。

また、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度の他、リーダーシップについても評価し、選抜する。選抜された人には、その評価に応じ学費の一部を減免する。

【一般入試】

国家二級自動車整備士に求められる知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書及び学力試験により評価し、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【AO入試】

個性・能力・資質・目的意識・意欲等をもとに受験の可否を判断し、自動車に関する知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書により評価し、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度を確認する。

Ⅲ - 3. 国際オートメカニク科の入学者受け入れに関する方針

専門学校浜松工科自動車大学校の入学者受け入れに関する方針に基づき、外国籍を有する人を対象とした、自動車の基本性能に関する知識・技術を習得し、将来は国家二級自動車整備士資格を取得した自動車エンジニアとして、専門的な知識・技能や論理的な思考力、自己表現能力、コミュニケーション能力により、日本国内及び海外で活躍できる人を受け入れる。

（１）求める入学者

- ・ 国家二級自動車整備士に求められる知識・技術を学ぶために必要な学力（日本語能力、数理力）を有する人。
- ・ 数値結果などから物事を客観的にとらえ、論理的な考えが出来る人。
- ・ 自動車の構造、作動及び整備技術に興味・関心があり、基礎・基本を身につけた自動車エンジニアを目指す人。
- ・ 自らの成長（人格や能力の向上）のために努力することが出来る人。
- ・ 日常生活に必要な日本語が理解でき、日本語で自分の意見を伝えることができる人。

（２）入学選考方法

【推薦入試】

学校長または学校担当者などの推薦書や調査書に基づき、日本語学校における学習成果や日本語能力資格を評価するとともに、自動車エンジニアとして必要な日本語コミュニケーション能力と意欲・態度を評価する。

【特待生選抜入試】

高度な知識・技術を身につけた国際的な自動車エンジニアを育成するため、学校長の推薦書や調査書に基づき日本語学校における学習成果や日本語能力資格を重視するとともに、学力試験により自動車エンジニアに必要となる学力を評価する。

また、面接試験により自動車エンジニアとして必要な日本語コミュニケーション能力と意欲・態度を評価し、選抜する。選抜された人には、その評価に応じ学費の一部を減免する。

【一般入試】

国家二級自動車整備士に求められる知識・技術の習得に必要な基礎学力を学力試験により評価し、面接試験により自動車エンジニアとして必要な日本語コミュニケーション能力と意欲・態度を評価する。

沿 革

- 昭和 1 5 . 5 静岡県当局並びに県下交通業界多数の有志の協力により、優良運転者養成機関として全寮制の静岡県自動車学校を開設、委託生を受け入れる。
- 昭和 2 7 . 3 静岡県自動車学校が学校法人静岡県自動車学校として認可される。
- 昭和 3 1 . 4 整備士養成課程として、整備科（1 年制）を設置し三級自動車整備士の養成を開始する。
- 昭和 3 7 . 9 法人名を学校法人静岡県自動車学園と改称する。
- 昭和 4 5 . 7 静岡県自動車学校より学校部門を分離し、静岡産業技術専門学校を開設する。自動車整備科及び板金塗装科の二科（1 年制）にて授業を開始する。
- 昭和 4 9 . 4 自動車整備技術の高度化に対応して、自動車整備高等科（2 年制）を設置し、二級自動車整備士の養成を開始する。
- 昭和 5 1 . 4 学校教育法により専修学校（専門課程）として認可される。
- 平成 2 . 7 学校法人静岡県自動車学園が、静岡理工科大学を開学するにあたり、学校法人静岡自動車学園として新設認可及び静岡工科専門学校の開設認可を得る。
- 平成 3 . 4 静岡工科専門学校を開設する。
- 平成 1 5 . 4 一級自動車整備士の養成を開始する。
- 平成 1 7 . 4 静岡工科専門学校を専門学校静岡工科自動車大学校に校名変更する。
- 令和 5 . 3 静岡県西部地区における自動車整備業界からの要望に応え、高度化する自動車整備技術に対応できるエンジニアを数多く輩出するため、専門学校浜松工科自動車大学校を新設、設置認可を得る。
- 令和 5 . 4 自動車システム工学科（一級課程）、自動車整備科（二級課程）及び国際オートメカニク科（二級課程）の 3 学科構成で専門学校浜松工科自動車大学校を開設する。

1. 学則 <抜粋>

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この専修学校は、専門学校浜松工科自動車大学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第 2 条 本校は、浜松市中央区寺島町 2 8 5 番地の 2 4 に置く。

(目 的)

第 3 条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法の主旨に従い、産業の発展に対応するための工業分野の教育をするとともに、一般教養に関する学科も授け、知性高く教養ある人材を育成し、産業の振興に寄与することを目的とする。

(課程、修業年限等)

第 4 条 本校の課程、学科、昼夜区分、修業年限、収容定員及び入学資格は、次のとおりとする。

課程名	学 科 名	昼夜別	修業年限	総定員	入 学 資 格
専門課程 (工業分野)	自 動 車 シ ス テ ム 工 学 科	昼	4 年	1 6 0 名	高等学校を卒業した者 又はこれと同等以上の者
	自 動 車 整 備 科	昼	2 年	5 0 名	高等学校を卒業した者 又はこれと同等以上の者
	国 際 オ ー ト メ カ ニ ッ ク 科	昼	3 年	7 5 名	高等学校を卒業した者 又はこれと同等以上の者

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学 期)

第 6 条 学期は、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から 翌年 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認めた場合は、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 本校創立記念日 4月1日
- (4) 学年始休業日 4月2日から4月10日までの間において、校長が定める期間
- (5) 夏季休業日 8月1日から8月31日までの間において、校長が定める期間
- (6) 冬季休業日 12月20日から1月10日までの間において、校長が定める期間
- (7) 春季休業日 3月21日から3月31日までの間において、校長が定める期間
- (8) その他校長が必要と認めた休業日、10日以内

(始業、終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前9時20分

終業時刻 午後4時30分

2 校長は教育上やむを得ないときは、始業、終業の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表(1)による。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第10条 他の専修学校、大学等において別表(1)に定める授業科目を履修した場合には、当該課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(授業の方法)

第11条 本校の授業は、教室等において行う対面授業にて履修させる方法の他、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で遠隔授業にて履修させる方法で行うことができる。

2 前項の遠隔授業の方法による授業科目の履修は、当該課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。

(授業時数の単位数への換算)

第12条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、50分を1単位時間とし、講義にあつては15時間をもって1単位、実習、演習にあつては30時間をもって1単位、実学一体授業にあつては20時間をもって1単位とする。

第4章 教育課程の修了及び卒業の認定

(認定の基準)

第13条 本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了した者について、成績評価の上認める。

(成績評価)

第14条 成績評価は、学期末と学年末に試験を行い、平素の成績と試験の成績により合格を認定する。

2 試験は、授業料を完納し、且つ履修した科目に限り受けることができる。

3 成績評価の基準は、校長が別に定める。

(卒業証書の授与)

第15条 校長は、所定の課程を修了し、合格を認定した者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第16条 前条により、自動車整備科、国際オートメカニック科を修了した者には専門士（工業専門課程）の称号を、また自動車システム工学科を修了した者には高度専門士（工業専門課程）の称号をそれぞれ授与する。

第5章 入学、休学、退学及び転学等

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は、4月1日とする。

(入学手続)

第18条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に最終卒業学校の調査書並びに入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

3 入学を許可された者は、指定の期日までに入学金を納付し、手続きをとらなければならない。

(保証人)

第19条 入学を許可された者は、本校で定める誓約書に保証人と連署して、入学日までに校長に提出しなければならない。

2 保証人は、生徒の一身上について責任を負うものとする。

(編入学)

第20条 他の専修学校（専門課程）を卒業した者で編入学を希望する者は、所定の編入学願書に当該専修学校における履修内容を証する書類及び卒業証明書を添え、校長の許可を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の履修内容を審査し教育上支障がない場合には、編入学を許可することができる。
- 3 本校を卒業した者で自動車システム工学科に編入学を希望する者は、所定の編入学願書に成績証明書を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。
- 4 校長は前項の手続きを終了した者に対して編入学試験を行い教育上支障が無いと認められる場合には、編入学を許可することができる。
- 5 前項により自動車システム工学科に編入学が許可された者で、二級自動車整備士資格（ガソリン・エンジン及びディーゼル・エンジン）の両資格が取得できなかった場合、及び編入学後6ヶ月以内に合格証書の交付を受けなかった場合は、編入学の許可が編入学の許可日に遡り取消される。

（休学・復学）

- 第21条 生徒が疾病その他やむを得ない事由により1ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその事由を記した書類を添え、保証人と連署して校長の許可を受けなければならない。
- 2 校長は、教育上必要があると認めたときは、休学を命ずることができる。
 - 3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、校長は更に1年以内の休学を許可することができる。
 - 4 休学中の者が復学しようとする場合は、願い出て復学することができる。

（退学・転学）

- 第22条 退学又は転学しようとする者は、その事由を付し、保証人と連署した願書を提出して校長の許可を受けなければならない。

（転学の受け入れ）

- 第23条 他の専修学校から転学を希望する者がいるときは、校長は、教育上支障がない場合には、在学証明書及び指導要録の写しの送付を求めて、転学を許可することができる。
- 2 転学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知するものとする。

（転学科）

- 第24条 転学科は、校長が特別の事由があると認め、且つ、転学科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限り、これを許可することができる。
- 2 転学科は、学年の始めに限るものとする。
 - 3 生徒が転学科しようとするときは、その事由を記載した書類を校長に提出しなければならない。

（出席停止）

- 第25条 校長は、感染症法その他感染症の予防に関して規定する法律に定める感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

（欠席）

- 第26条 生徒が疾病その他やむを得ない事由により欠席する場合は、その事由を付し、届けなければならない。

第 6 章 職員組織

（職員組織）

第 27 条 本校の職員組織は、次のとおりとする。

- （1）校長
- （2）教員 13 名以上
- （3）講師 1 名以上
- （4）事務職員 1 名以上
- （5）学校医 1 名以上

2 前項職員のほか、必要により助手を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（職員会議）

第 28 条 学務の運営の充実と教育の向上、効率化を図るため、職員会議をおく。

2 職員会議は、校長の定める職員をもって構成し、校長が召集、主掌する。

第 7 章 入学検定料、入学金、授業料

（学費等の額）

第 29 条 入学検定料、入学金、授業料（教育実習費を含む）の額は、別表（2）による。

（学費の納期）

第 30 条 授業料は、1 年を 4 期に分け、各期とも期初前月の末日までに納付しなければならない。

2 授業料を期限内に納入しないときは、校長は、遅滞なく期限を附し督促するものとする。

3 校長は、前項の督促をしてもなお、授業料を納入しないときは、特別の事情のある場合を除くほか、その者を出席停止又は退学させることができる。

（返 還）

第 31 条 既に納付された入学検定料及び入学金は返還しない。

2 既に納付された授業料は、次の場合を除き返還しない。

- （1）入学手続きを完了した者が入学を辞退して授業を受けない場合
- （2）前期末までに休退学を承認されて授業を受けない場合
- （3）校長が特別の理由があると認めた場合

（授業料等の減免）

第 32 条 校長が特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

第 8 章 賞 罰

(ほう賞)

第 3 3 条 校長は、他の生徒の模範となる者をほう賞することができる。

(懲 戒)

第 3 4 条 校長は、教育上必要があると認めた場合には生徒に対し懲戒を行うことができる。ただし、退学又は停学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者

2 退学又は停学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。

第 9 章 生徒心得

(生徒の遵守事項)

第 3 5 条 生徒の遵守すべき事項は、校長が別に定める。

第 1 0 章 研究生及び委託生

(研究生)

第 3 6 条 本校の課程を卒業した者が更に高度の技術の研究を希望する場合は、校長は、職員会議に諮り、1 年間研究生として在学を許可することができる。

2 研究生の学費は、別に定める。

(委託生)

第 3 7 条 官公庁その他から委託を受けた生徒については、委託生として取扱う。

2 委託生に関する細則は、その都度委託者と校長が協議して定める。

第 1 1 章 雑 則

(健康診断)

第 3 8 条 健康診断は毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則の制定)

第 39 条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が定める。

2. 令和6年度 年間行事予定

令和 6年 4月 1日 現在

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学 校 行 事	創立記念日 入学式 レントゲン 身体測定 ガイダンス 下宿生指導 体験実習	内科検診 後援会総会 参観会 献血	避難訓練 公開授業 体験実習 保護者参観会	終業・大掃除 体験実習	夏季休校 始業式 体験実習 公開授業	地震防災訓練 保護者個別相談会 体験実習	入試 献血 静岡カーフェスティバル	一般一次入試 企業ガイダンス 健康診断(就職用) 公開授業	大掃除 年末休校 一般二次入試 体験実習	年始休校 始業式 一般三次入試	一般四次入試 EA21 内部監査 体験実習	終業式 大掃除 体験実習
自 動 車 整 備 科 自 動 車 シ ス テ ム 工 学 科 (1 年)	新入生ガイダンス	研削と石特別教育				ソーシャル検定中級	トヨタ産業技術記念館・トヨタ博物館見学	危険物取扱者試験 (希望者)	ガス溶接技能講習	企業実習 タイヤ空気充てん 特別教育 アーク溶接特別教育		JAMCA 模擬試験 工科検定三級
自 動 車 整 備 科 自 動 車 シ ス テ ム 工 学 科 (2 年)	ガイダンス	大型系企業実習 電気自動車特別教育	交通安全運転講習		インターンシップ (自動車整備科)		交通安全技能訓練	危険物取扱者試験 (希望者)	工科検定二級	二級整備士対策 JAMCA 模擬試験		
国 際 オ ー ト メ カ ニ ッ ク 科 (1 年)	新入生ガイダンス	研削と石特別教育		日本語能力検定試験			トヨタ産業技術記念館・トヨタ博物館見学		日本語能力検定試験 ガス溶接技能講習	タイヤ空気充てん 特別教育 アーク溶接特別教育		JAMCA 模擬試験 工科検定三級
国 際 オ ー ト メ カ ニ ッ ク 科 (2 年)	ガイダンス	大型系企業実習 電気自動車特別教育		日本語能力検定試験			交通安全技能訓練		日本語能力検定試験			
自 治 会 及 び ク ラ ブ 活 動	通学車両申請受付 クラブ勧誘会		交通安全月間	環境標語・ ポスター作成				エイズ防止啓発 キャンペーン	年末助け合い募金	自治会本部役員 選出 オートサロン見学 イベント(希望者)	自治会本部役員 引継	

3. 教 務 規 定

(総 則)

第1条 専門学校浜松工科自動車大学校教務規定は、専門学校浜松工科自動車大学校学則（以下単に学則という）に則り必要事項を定める。

(目 的)

第2条 学生は関係法令、関係官庁の指示通達及びこの細目を遵守することにより学則3条を達成することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この細目で用いる用語の定義は、別に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 授業とは、学則第9条別表（1）の科目の教育を実施することをいう。
- (2) 授業日とは、授業を行う日をいう
- (3) 休業日とは、授業を行わない日をいう。
- (4) 授業の1時間とは原則として90分を単位とする授業の時間をいう。
- (5) 欠席とは、1日の授業をすべて受講しない場合をいう。
- (6) 欠課とは、1時間のうち授業を受講しない時間が4分の1以上の場合をいう。
- (7) 遅刻とは、SHRの開始時刻に遅れることをいう。
- (8) 補講とは、各科目で授業を欠課した場合に、この時間を補うための授業をいう
- (9) 補習とは、各科目や資格対策等の内容を補うための授業をいう。
- (10) 履修とは、各科目の予定授業時間数（補講を含む）が受講されていることをいう。
- (11) 認定とは、すべての科目の成績評価（第5条）が合格し、履修されていることをいう。

(授業時間)

第4条 学則第4条に定める修業年限の1年間の授業は、原則として42週以内、1週20時間以内、1日4時間以内とする。

2 学則第8条の始業及び終業時刻は次のとおりである。

1時間目 9：20 ～ 10：50

2時間目 11：00 ～ 12：30

3時間目 13：20 ～ 14：50

4時間目 15：00 ～ 16：30

3 始業前に連絡事項の確認および出欠状況の確認を行うためにSHRの時間を設ける。

SHRの時間は9：05～9：20とする。

4 授業終了後、補講又は補習を実施する場合もある。

5 休業日を利用して合宿等の授業を実施する場合もある。

(成績評価)

第5条 学則第14条に定める成績評価は、科目毎に試験を実施し、その得点をもとに随時試験、レポート、論文、受講態度等を考慮して行う。ただし、科目によっては試験を行わず、随時試験、レポート、論文、受講態度等によって科目認定するものもある。

2 成績評価は、次の段階で行う。

点 数	評価	合 否	G P
0 ～ 59	不可	不合格	0
60 ～ 69	可	合 格	1
70 ～ 79	良	合 格	2
80 ～ 89	優	合 格	3
90 ～ 100	秀	合 格	4

G P A = 各科目の (G P × 単位数) の合計 / 総単位数

3 科目認定試験及び再試験が実施される日において、補講が完了していない学生は成績評価を行わず0点の取扱いとする。

また、科目認定試験を行わず成績評価する場合は、授業の終了する日において同様の取扱いとする。ただし、受験の時点で第6条の補講を完了している者は除く。

4 第5条3項の取扱いは補講が完了した時点において成績評価(不合格の場合も含む)を行うが、原則として再試験後1週間を過ぎた場合の成績評価は0点とする。

5 成績評価及びG P Aは、本人及び父母等に通知する。

(補 講)

第6条 補講を受ける学生は、下記の(1)～(2)のいずれかに該当する場合は速やかに補講願を科目担当者に提出し許可を得なければならない。

(1) 学科・実習授業を欠課した場合。

(2) 科目担当者から補講の指示があった場合。

2 補講の実施は原則として1日の授業の終了後もしくは休業日に行う。

3 補講の終了は1時間分の内容を習得したと認められる場合にこれを認め、科目の1時間分の授業を補ったものとみなす。

4 補講において1日に受講できる時間数は原則として1時間とする。ただし、休業日や2及び3時間授業日においてはこの限りではない。

5 総欠課時間数がすべての科目の予定授業時間数合計の15%を超えた場合は補講を行わず進級、卒業が認定されない。

(試 験)

第7条 試験の種類は次のとおりである。

(1) 科目認定試験

科目の終了時に行う。ただし、終了時期によっては期の途中において実施することがある。

(2) 再 試 験

科目認定試験、追試験における成績評価が不合格の学生を対象に実施する。ただし、科目によっては実施しない場合もある。

(3) 再々試験

再試験において成績評価が不合格であり、出席状況、レポート、論文等の提出状況、受講態度等を考慮して、校長の許可を得た学生を対象に実施する。

(4) 追 試 験

やむを得ない事由により科目認定試験及び再試験等が受験できなかった学生を対象に実施する。

(5) 随 時 試 験

各科目担当において必要に応じて実施する。

- 2 科目認定試験、再試験、再々試験の日程は試験日の1週間前までに発表する。
- 3 再試験及び再々試験を受験する場合は1科目につき2,000円の受験料を、試験前までに納めなければならない。
- 4 正当な理由がなく試験を受けなかった者の試験点数は0点とする。
- 5 追試験を受験する場合は、事前に追試験願いを科目担当者に提出し、教務課長の許可を受けなければならない。
- 6 各試験において不正行為が行われた場合は、当該科目の試験を中止し、成績評価は0点として第14条に定める懲戒の対象となる場合もある。

(受験資格)

第8条 科目認定試験において、次に該当する学生は原則として受験資格を有しない。

- (1) 科目担当者の指示された提出物等が未提出の場合。
- (2) 試験時間の3分の1以上遅れた場合
- 2 再試験及び再々試験を受験する場合は第8条1項に加え、受験料未納の者は受験資格を有しない。
- 3 追試験を受験する場合は第8条1項に加え、事前に追試験願が科目担当者へ提出され、教務課長の許可を受けた者でなければ受験資格を有しない。

(進級・卒業・留年)

第9条 進級及び卒業の認定の条件はつぎのとおりである。

- (1) すべての科目の成績評価が合格であり、履修されていること。
- (2) 総欠課時間数がすべての科目の予定授業時間数合計の15%を超えないこと。
- (3) 当該年度末までの学費、受験料等がすべて納めてあること。
- (4) 自動車システム工学科の3年次への進級は、二級自動車整備士資格（ガソリン及びジーゼル）の両資格が取得されていること。
- 2 第9条1項の条件(1)～(3)を満たさない学生は留年となり、当該学年の全科目を再び履修しなければ進級及び卒業が認定されない。また、第9条1項の条件(4)を満たさない学生は3年次への進級が保留となる。
- 3 卒業（修了）証書及び卒業（修了）証明書の様式については、別途定める。

(欠席・遅刻等)

第10条 欠席、遅刻、欠課については次のとおりとする。

- (1) 欠席、遅刻もしくは欠課をする場合には、事前に所定の様式にしたがい届出をしなければならない。また、やむを得ない事由等により事前での届出ができない場合は必ず電話連絡をし、事後速やかに届出をすること。
- (2) 病気やその他の理由により5日以上にわたり欠席する場合には医師の診断書もしくは父母等の理由書を提出すること。
- (3) 次の場合、所定の様式にしたがい届出を行なった学生については公認欠席とし欠席、遅刻、欠課の扱いをしない。

イ. 忌 引

父、母	(5日)
兄弟、姉妹、祖父母	(3日)
その他家族	(2日)
3親等以内	(1日)

ロ. 就職試験、企業訪問

ハ. 運転免許試験（免許取得に必要な日数：4日以内）

ニ. 伝染病による登校停止期間

ホ. 通学交通用具の故障

ヘ. 公的交通機関の事故等

ト. 災害、その他不可抗力の事故

チ. クラブ、サークル等の公式大会への参加

リ. その他校長の認めた場合

- (4) 次の事由による公認欠席扱いは第10条1項(3)の届出をするとともに、必要書類を添付しなければならない。

事 由	必 要 書 類
就職試験、企業訪問	就職試験受験票、企業訪問カード
運転免許試験	教習生証等の証明書
伝染病による登校停止期間	医師の診断書
通学交通用具の故障	修理した領収書、証明等
公的交通機関の事故等	交通機関の発行する遅延証明等
災害、その他不可抗力の事故	理由書、証明等

- 2 連絡なく欠席、遅刻もしくは欠課をした場合には、指導を行うとともに、必要に応じて第14条の規定により懲戒される。

(休学・退学・復学等)

第11条 退学、休学、復学の届出は、本校所定の用紙に学生・父母等連署の上、必要な証明書等を添えて願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 休 学

- (1) 疾病その他やむを得ない事由により30日以上欠席を必要とする場合は、診断書及びその事由を記し父母等と連署して校長に休学の許可を受けなければな